

## 議第71号

### 令和元年度滋賀県病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和元年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

#### 収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 23,543,400	千円 △ 138,632	千円 23,404,768
	1 医業収益	20,119,135	△ 166,177	19,952,958
	2 医業外収益	3,212,165	45,987	3,258,152
	3 附帯事業収益	212,100	△ 18,442	193,658

#### 支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 23,563,300	千円 705,643	千円 24,268,943
	1 医業費用	22,656,323	653,388	23,309,711
	2 医業外費用	694,877	70,697	765,574
	3 附帯事業費用	212,100	△ 18,442	193,658

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,876,985千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

#### 収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 1,941,800	千円 △ 11,391	千円 1,930,409
	1 企業債	1,917,300	△ 18,500	1,898,800

	2 負担金	24,500	△ 815	23,685
	3 補助金	—	924	924
	4 諸収入	—	7,000	7,000

**支 出**

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 3,818,200	千円 △ 10,806	千円 3,807,394
	1 建設改良費	2,089,469	△ 8,721	2,080,748
	2 企業債償還金	1,728,731	△ 2,085	1,726,646

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
総合病院病院整備事業費	千円 1,807,400	千円 1,795,100
小児保健医療センター病院整備事業費	95,100	94,300
精神医療センター病院整備事業費	14,800	9,400
<b>計</b>	<b>1,917,300</b>	<b>1,898,800</b>

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 10,586,469	千円 308,161	千円 10,894,630
交 際 費	90	△ 40	50

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補正額	計
補	助	金		
		千円 44,651	△ 千円 9,452	千円 35,199

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月 大造